

衆議院 第三百三十六回国会

災害対策特別委員会 議録 第五号

平成八年五月三十日(木曜日)
午後二時四十九分開議

出席委員

委員長 左近 正男君

理事 稲葉 大和君

理事 中谷 元君

理事 小池百合子君

理事 濱田 健一君

理事 小此木八郎君

理事 佐田 一郎君

理事 田中眞紀子君

理事 福永 信彦君

理事 松下 忠洋君

理事 宮路 和明君

理事 赤羽 一嘉君

理事 遠藤 乙彦君

理事 河合 正智君

理事 白沢 三郎君

理事 増田 敏男君

理事 石井 智君

理事 三野 優美君

理事 穀田 恵二君

出席國務大臣

國務大臣 (国土庁長官) 鈴木 和美君

出席府政委員

阪神・淡路復興
対策本部事務局
次長 生田 長人君

国土庁長官官房
長 竹内 克伸君

国土庁防災局長
村瀬 興一君

委員外の出席者

法務省人国管理
局入国在留課長 坂中 英徳君

外務大臣官房外
務参事官 古屋 昭彦君

大蔵省関税局業
務課長 塚原 治君

厚生省社会・援
護局保護課長 西沢 英雄君

厚生省保険局企
画課長 辻 哲夫君

農林水産省農産
園芸局植物防疫
課長 坂野 雅敏君

中小企業庁長官
官房総務課災害
対策室長 玉木 昭久君

運輸省運輸政策
局貨物流通企画
課長 上子 道雄君

運輸省海上交通
局港運課長 石井 健児君

運輸省港湾局計
画課長 川島 毅君

建設省住宅局住
宅・都市整備公
団監理官 大久保和夫君

建設省住宅局住
宅整備課長 山中 保教君

建設省住宅局建
築指導課建築物
防災対策室長 佐々木 宏君

特別委員会第三
調査室長 金山 博泰君

委員の異動

五月三十日

辞任

逢沢 一郎君

衛藤 晟一君

赤松 正雄君

石田 祝徳君

西村 眞悟君

宮本 一三君

前島 秀行君

補欠選任

村田 吉隆君

小野 晋也君

河合 正智君

榊屋 敬悟君

柴野たいぞう君

白沢 三郎君

石井 智君

同日

辞任

小野 晋也君

村田 吉隆君

河合 正智君

柴野たいぞう君

白沢 三郎君

榊屋 敬悟君

石井 智君

補欠選任

衛藤 晟一君

逢沢 一郎君

赤松 正雄君

西村 眞悟君

宮本 一三君

石田 祝徳君

前島 秀行君

五月二十八日

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第九九号)

三月十九日

阪神・淡路大震災の被災障害者・家族、関係者に対する救援・災害対策に関する請願(若佐恵美君紹介)(第五〇五号)

四月二十五日

阪神・淡路大震災の被災障害者・家族、関係者に対する救援・災害対策に関する請願(土肥隆一君紹介)(第二二三号)

同(山本孝史君紹介)(第二二四号)

五月十日

阪神・淡路大震災の被災障害者・家族、関係者に対する救援・災害対策に関する請願(石田祝徳君紹介)(第二二七号)

同月十七日

阪神・淡路大震災の被災障害者・家族、関係者に対する救援・災害対策に関する請願外二件(横光彦彦君紹介)(第二四七六号)

同(若佐恵美君紹介)(第二五五八号)

同月二十八日

阪神大震災の被災者の生活・雇用の保障、抜本的防災対策に関する請願(穀田恵二君紹介)(第二六二八号)

は本委員会に付託された。

四月十二日

阪神・淡路大震災の労働者・住民本位の復興に関する陳情書(大阪市港区築港一の一の二二七河本末吉)(第二二〇号)

震災で失われた住宅・家財等への国家補償に関する陳情書(兵庫県津名郡淡路町岩屋一〇〇〇淡路町議会議内藤忠史)(第二二二号)

同月二十六日

阪神淡路大震災被災者の再建に対する減免・救援特別措置の継続等に関する陳情書(大阪府泉南市榊井一の一の泉南市議会議内島原正嗣)(第二五六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第九九号)

○左近委員長 これより会議を開きます。

内閣提出 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。鈴木国務大臣。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案につきまして、その提

案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、近年の災害発生状況等にかんがみ、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法による調停の申し立ての手数料の特例及び建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めることとするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、本法法律案に定める措置を講ずることが特に必要と認められるものを、特定非常災害として政令で指定するものといたしております。この政令においては、当該特定非常災害に対し適用すべき措置を、あわせて指定することといたしております。

第二に、特定非常災害の被害者が、自動車運転免許のような有効期間のついた許可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許可等に係る有効期間の満了日を一定期間延長することができるといたしております。また、有価証券報告書の提出義務のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、一定期限内までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととするものであります。

第三に、特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払い不能等の場合を除き、一定の期間、破産の宣告をすることができないこととするものであります。

第四に、特定非常災害の被災地区内に住所等を有していた者が、特定非常災害に起因する民事に関する紛争について、一定の期間内に民事調停法による調停の申し立てをする場合には、申し立て

の手数料を免除することとするものであります。

第五に、特定非常災害に際して建築された応急仮設住宅について、一定の場合には、建築基準法による存続期間を、一定期間延長することができるとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○左近委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○左近委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤羽一嘉君。

○赤羽委員 新進党の赤羽一嘉でございます。きょうは、与えていただきました時間内で、本日法律案についての御質問と、また、阪神・淡路大震災発生以来約五百日という日数が経過しようとしている現在、神戸市街地、また被災地域を歩いておられますと、まだまだやり残された問題、課題が非常に多いことに胸を痛める厳しい現状が実は被災地の現状だというふうな思っております。そこで、法案の内容プラスそれに関連する事項につきましても、限られた時間の中でござい

ますが、種々質問させていただきたいと思ひます。各省庁、関係省庁の政府委員の方がいらっしやっておりますが、現在その課題について取り組んでいらして下さることに御説明いただけて結構です。この一年四カ月間でやり残されてきた問題でございまして、恐らく今までの現状の制度ではどうにも対処できなかった内容が多いと思ひますので、そこはひとつ、責任ある立場であります国土庁長官の政治家としての御発言をよろしく願ひしたいと思ひます。

それでは、まず今回の法律案について質問をさせていただきます。この法律案の中に盛り込まれております応急仮設住宅の期限延長、これが実質的に一年間

延長が認められる内容の法律案が提出されるに至ったということは、率直に言って本当に喜ばしい限りだと存じます。

この問題は、現場では非常に前から言われておりましたので、私も昨年十一月八日の厚生委員会場で、この期限延長についてどうするのか。当時、兵庫県、神戸市から提出されていた公営住宅、公営住宅の着工計画を見ても、当然二年以内では間に合わない、受け入れ住宅がすべてこの二年の間でそろわないことはもう明らかであるというところで、当然これは期限延長を前提に法制度を整えるべきだという意味の提案をさせていただいたところでございます。残念ながらそのときは、

県、市の住宅建設に努力をお願いし、二年たったらそのときにまた考えましょう、前向きに考えましょうというような厚生大臣の御答弁があり、非常に腑に落ちないような思いで、以後、本通常国会の予算委員会等々で何度となく同じような質問を重ねてまいりました。

私はそのときの質疑でも申し上げたのですが、被災地の皆さん、特に仮設住宅に入居されている皆さんは非常に精神的にも痛んでおります。現状としては、今は仮の宿だ。であるがゆえに職につきくこともできない。そして、二年後どうなるかがよくわからないような現状の中で、例えば子供の学校の問題がある、御主人の仕事のことがある等々、不安定な要素を抱えながら、先々のことを早目に決めてほしいというような声がござい

ました。ですから私は、本来であれば、今の時点での決定よりも、ちょうどもう半年以上前になります。が、十一月八日の時点ですでにその対応をして当然であるというふうな思つたわけでございまして、何ゆえあれから六カ月間以上の月日がたつてようやくこの御決定になったのか。昨年十一月の時点、これは厚生委員会の際の質問でござい

ますが、そのときの状況と今ようやくこの五月、六月の状況とどう変わったのか。状況が変わったから今決定ができたのか。それじゃなくて、決定ま

でに時間が別の理由でかかったのかどうか。このことについて、まず大臣から御所見を伺いたいと思ひます。

○佐々木説明員 お答えいたします。

ただいまの、今回の建築基準法の特例の設定が現時点になったということでございますけれども、昨年の阪神・淡路大震災以来、建設省といったしましても、地元の方々や御調整しながら、恒久住宅の供給等に鋭意努めてまいりましたところでございます。

私もといたしましては、やはり住宅対策としては、恒久住宅への円滑な移行ということを第一義に考える必要があるという立場で政策を進めてまいりましたところでございますけれども、その後、公営住宅等の建設状況などを十分精査いたしました。現時点に至りまして、やはりこれはこういった特例措置が必要であらうという判断に立ち至りまして提出をさせていただいたという経緯でございます。よろしく御了承をお願いしたいと思ひます。

○赤羽委員 この問題で余り時間をかける考えはないんですが、それでは、昨年十一月の時点と今、年が明けてこの四月、五月ですか、この政策決定に至った時点の公営住宅、公的な住宅の計画について何か変更があったんでしょうか。私はそういう認識に立っておらないんですが。

○佐々木説明員 現時点に至るまで計画の変更があったということではございませんけれども、供給状況、例えば供給のための用地の確保でありますとか、そういった建設状況等についての判断の中でこういった判断をするに至った、こういうこととでございます。

○赤羽委員 着工三カ年の計画でございまして、今四万八千戸、約九万人とも八万人とも言われてる仮設入居者を受け入れるだけの住宅が二年後にできないことは、昨年十一月の段階で、あの当時から明らかだったわけですね。ですから、あの当時に当然何らかの決定をするべきだった。建設省の方に言うのがどうなのかわかりません

が、政治家として被災者の皆さんに何らかの心の安心を与える、そういったことを考えるならば、手品ではございませんし、公的な住宅がほんぽんできるわけではないのですから、あの時点で、無理だとかわかった時点で、期限の延長は認める方向で決定する、そういった政策決定を当然するべきであったと思いますが、大臣、どうでしょう、いかがですか。

○鈴木木説明員 先生御指摘のとおり、あの段階である結論を早く出しておいただ方がよいということとは、当時いろいろな関係大臣との話のときにもありました。しかし、具体的に、地元の方の意見等と、厚生省それから建設省、それぞれの所管のスケジュール等の関係を見たときに、若干調整する必要があるだろう。それからもう一つは、地元で既に調査がだんだん始まっていく段階だったものですから、若干時間を置いて今日になってしまったというのが実情でございます。

○赤羽委員 今回のこの問題の件ではなくて、今回の震災復興一連においていろいろな問題が噴出し、そしてそれに対する対応が全般的に極めて時間がかかったということで、地元の声というのは厳しくなった。せっかくやっていただいた施策についても、余りにも遅いということで、やった割に評価をされていないというような現状もあると思いますので、まだまだやり残した問題はたくさんございますから、どうか国土庁長官の政治家としての御決断で、今後の残された問題を早期に解決していただきたいというふうにまずお願いしておきたいと思っております。

先ほどの建設省の方からの御答弁で、恒久住宅に一日も早く移ってもらおうというのが当面の住宅政策で大事なところだという趣旨のお話があったと思いますが、私も全くそのとおりであると思っておりますが、今回のこの法案の中に、一年以内の延長期間の満了後も再延長できるといふ旨が盛り込まれていると思うのです。これは、何の制限も加えないでさらに一年のリニューアルを認めるということ、恒久住宅への移行を逆に困難にするケースも

出てくるのではないかと私は非常に心配をするのですが、いかがでありましょうか。

○佐々木説明員 先生御指摘のように、被災者のための住宅対策ということで、やはり恒久住宅への円滑な移行というものを第一義に考えるべきであるということとは、私もそのとおり承知をしております。

しかし、阪神・淡路大震災級の被害が甚大かつ広範囲な災害におきましては、建築基準法に定められました二年三月という期限内に十分な数の恒久住宅を供給することが困難であるという事態に至ることが想定されますことから、応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するためのやむを得ない措置ということで、本特例を設けることとしたものでございます。

したがって、本特例によります延長の許可は、安全上、防火上及び衛生上支障がないといったようなこととともに、被災者の住宅の需要に必ずに足りる適当な住宅が現に不足する場合、すなわち、恒久住宅の供給が量的に不足しているというやむを得ない場合において適用するということとしたところでございます。

また、御指摘のように、この延長については一年単位でそういった手続をするというように定めるところでございます。

建設省といたしましては、まず第一に、公的住宅の量的確保等について、地元自治体と連絡調整を行いまして、支援を進めているところでございますけれども、本特例の運用に当たりましては、御指摘のように、恒久住宅への移行を第一義とするという適切な運用が図られますよう、特定行政庁を指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○赤羽委員 具体的にお聞きしたいと思うのですが、例えば今、市街地の仮設住宅に住んでいる方がいらっしゃる。仕事場も比較的近いところにある。今度受け皿となる恒久住宅、公的な住宅は若干距離がある、神戸市から。市街地にあったり、また神戸市以外のところへで来たところがある

た。当然家賃もかかるということで、仮設住宅の方は、そんなところにあえて出たくはない、この一年間リニューアルできるのだから、さらに一年たったところでも自分は出ない、ここに居続けたという主張をする人も具体的に出てくるのではないかと思います。それについてはどんな対応がされるのですか。

○佐々木説明員 ただいま御指摘のようなケースでございますけれども、この法案で規定しております「被災者の住宅の需要に必ずに足りる適当な住宅が不足する」という点につきましては、当該応急仮設住宅の入居者の新たな生活の本拠となり得る住宅が、全体として需要を充足するに足りる程度存在するかどうかといった点で判断すべきものであるというぐあいに考えておるところでございます。

○赤羽委員 ですから、数がある、その条件はいろいろあるかもしれないけれども、数はできた。そうした場合は、出てくれという退去勧告なりなんなりをすることが可能なのでしょうか。

○西沢説明員 今回の法案によりまして、延長の御審議をいただいている段階でございます。これからまた、公営住宅の建設に伴いまして、順次お移りをいただくことになるかと思っております。

その後、何年後にどういうことになるのかというところは、特に法律でどうこうということではございませんけれども、そういうことのないように、まずそれぞれの方々に恒久住宅に移っていただきたい。具体的にいろいろな問題が出てくると思えますけれども、その辺のところは、今後、事態の推移に応じてながら適切に対応していくべきものではないかというふうに考えております。

○赤羽委員 御趣旨はよくわかりますが、私はやはり、新しい法律をつくるのですから、例えばこれを三年間を限りとするとか五年間を限りとするとか、適当な部分を入れておいた方がよいのではないかと、そういうような心配もするのですが、そのようなことはなじまないのでしょうか。

○佐々木説明員 この法案の趣旨でございますが、やはり、二年とか三年とかいった適当な、適当な期間を一定の期限をさらにこの上に設けるといふことは、法案の規定という性格上なかなかなじまないのではないかと、そういう判断に至ったものでございます。

○赤羽委員 恐らく、来年また再来年、公営住宅ができるまで、またできてからも、かなり移動のトラブルというのは出てくると思っておりますので、その点については万難の対応策をお願いしたいというふうに思っております。

また、別のことでありますが、延長期間を認めた場合、建築基準法上の補強工事は行われないこととなるといった解説の部分があったのですが、これはどういう意味でしょうか。

○佐々木説明員 御質問の点でございますが、建築基準法上、災害時に建築されました応急仮設住宅については、建築基準法による許可を受けることによりまして、最長二年三月の間建築基準法の一定の規定の適用が除外されるということになっておるものでございます。したがって、この期間を超えましてその応急仮設住宅を存続させようとする場合には、所要の補強工事等を実施することによりまして、建築基準法の規定に適合させるということが求められるものでございます。

一方、この法案によりまして適用されます応急仮設住宅につきましては、この特例措置によりまして、安全、防火、衛生上支障がないことなどを確認の上でこの許可の期間を延長するということが認められておるものでございまして、延長に係る期間内については、建築基準法の規定に適合させるための適法化工事を行うことは必ずしも必要とされない、そういう趣旨でございます。

○赤羽委員 若干わかりにくいあれだったのですが、結局、今回特例措置をとるので、一般住宅に衣がえをせずに仮設住宅として期限延長を認めるという趣旨の答弁ですか。

○佐々木説明員 もともと建築基準法の応急仮設住宅の規定と申しますのは、緊急につくるものである。建築基準法の一定の規定については適用を除外するという趣旨でございます。したがって、二年三月の間はその規定の適用がなかったわけでございます。ですから、それを超えるときは、従来は補強工事等をやった規定に合うようにしていただくこととありますが、今回の特例を受けまして、その補強工事をして規定に適合させるということが建築基準法上は必要なくなる、そういう趣旨でございます。

○赤羽委員 わかりました。また、少し内容が違いますが、期限延長をするに伴って、実質的にもう一年数カ月で、かなり各応急仮設住宅が傷んでおるわけでございます。そういった意味で、安全、防災上の観点から当然、今後補修、補強の経費というのが必要と見込まれると思うのですが、この補修、補強の部分。また、リース料ですね。リースしている仮設住宅も半分以上ですか、五五割ぐらいはあつたと思えますので、この部分の経費について、原則は地方自治体負担という御説明ですが、ここはずっと我々お願いをしているのですが、国の国庫費用としての負担で賄うということはいかがなんでしょうか。

○西沢説明員 仮設住宅の補強の問題は、先ほどお話しございましたように、大筋要らなくなるのではなからうかというふうに考えております。建築基準法を満たすための補強の問題、従来取り組んでまいりましたけれども、今回の御審議いただいております法案が成立いたしました延長が認められるようになりますと、その分は必要がなくなるだろうというふうに考えております。

それ以外に必要が出てくるかどうかという問題でございますが、実は昨年の八月に最後の方が入居されておまして、まだ一年たっていない施設もございまして、長くなりましていろいろそういう問題も出てくるのかなという気はいたしておりますけれども、その辺のところはこれから少し様子を見てみたいという感じがいたします。

子を見てみたいという感じがいたします。また、地元の状況の内容を聞いたり調整をされているところでございます。それから、延長した場合、リース料をどうするかという問題がございまして、二年間の分は既に手当て済みでございますけれども、その後延長になった場合にそういうものが必要になるのかどうか。それから、これからあと一年ぐらいあるわけでございますけれども、その時点で、どういう仮設住宅がどういう形で残るようになるのか、その辺のところを地元兵庫県ともよく協議しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○赤羽委員 今の御答弁を聞いて、かなり認識のギャップがあるというふうに率直に言って実感をいたしました。何か、補修、補強が必要な仮設住宅が出てくるか出ていないか、まだ余りよく認識されてないというふうな御発言がございましたが、現実に戻っていただければ、そういった、たてつけがずれてきたとか、ひどいところでは屋根がずれてそこから雨漏りがするとか、すき間風があつて、皆を上げてそこに新聞を敷きガムテープを張ってみたいなことをやっているのがほとんど仮設住宅なんですね。大体が更地というより公園とか無理なところにつくってあるようなところでありまして、それがもう既にかなり問題が出てきています。それをさらに一年間の期限延長をすることによって、当然この補修費また補強費、修繕費というのはいかにならない費用がかかるというふうに、私自身は現場を歩いてそういう認識をしております。

ですから、その部分のこととか、あと、今リース料が必要になるのかどうかという御発言がございましたけれども、ちょっとその意味がわからないので……。リース料が発生しているのですし、一年延長している後も当然継続でリース料そのものは出てくるのではないのでしょうか。また、ちょっと加えて、これもずっとお願いしていることですが、仮設住宅がだんだん撤去されていく。その撤去費用とか、また公園なんかをつぶしてやっているわけですから、その公園の現状を復旧に要する経費、これもすべて国庫負担としていただくべきだというふうに私は思っております。ですが、このことも含めてもう一度御答弁をお願いいたします。

○西沢説明員 リースの関係でございますが、あと一年先の問題でもあるわけでございますけれども、一応つくるときは二年間という約束でつくっていただいております。撤去するのが一年間延びた場合にやはりもう一回リース料を追加して払わなければならないものかどうかといった点につきまして、今地元と少しその辺の調査等をしている段階でございます。意味でございます。特に必要があつても払わないとかそういうふうな意味はございません。その辺を詰めた上で対応をしていきたいというふうなことでございます。それから、仮設住宅の建設につきましては、なるべくきちんとしてつくるように地元も御努力をいただいております。そうした中で、いろいろ不都合が出てきた場合に、まだ一年たつたかどうかという時期でございまして、建築上の問題があるのかどうか、どちらに責任があるのかとか、そういったことを調査しながら、どういう対応をするか詰めていく必要があるかなというふうに考えている次第でございます。

それから、撤去費の関係でございますが、これは、ただいま地元の兵庫県におきまして入居者の実態調査を行ひまして、これを踏まえまして、公営住宅等へ移行を進めるための計画を検討している段階でございます。したがって、この計画を受けて、どの程度の応急仮設住宅を残すことになるのか、どのぐらいの仮設住宅が撤去されることになるのか、その辺の具体的内容をよく調整し、お伺いした上で、関係省庁とも十分協議しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○赤羽委員 今、応急仮設住宅をどのくらい残すかという御発言がありましたけれども、応急仮設住宅は全部解消し公的住宅に移行するという大方針でやっているのではないのですか、大臣。

○西沢説明員 実は私も、費用の問題になりますと予算の関係がございまして、何年度でどういうことをするかということも重要になってくるわけでございます。

そういう意味で、今年度といえますと来年三月まででございますので、そういったところがどういふふうになるのかというのが、非常に事務的な問題でございますけれども、きちんとして詰めておく必要があるということも一つあるわけでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○赤羽委員 政府委員の方の答弁はもういいので、大臣にぜひお答えいただきたいのですが、基本的に、この仮設住宅というのは、前のどなたかの答弁、予算委員会の答弁にもあつたかもしれませんが、公営住宅と同じように考えている、地方自治体の財産だから、つくりました、後は地方自治体で運営管理しなさいというスタイルだということ、これは、今回の震災で四万八千戸、つくっていただいたことは大変ありがたいことですが、これを管理し、またそれについてのもろもろの費用、また撤去、そして公園への原状回復とか、そこまですべて地方自治体に持たせるといふことは、元々ならばいいのですが、神戸市、兵庫県ともに財政的にはもう大変厳しい状況であるということ、これは大臣もよく御認識だと思つたので、仮設住宅を地方自治体の財産だという認識は、これは基本的にぜひ改めていただきたい。これについては、もうすべて特例で、政府のアカウントで、最後まで責任を持つというふうにしていただきたいのです。いかがでございますか。

○鈴木国務大臣 住宅の問題につきましては、今関係省庁から答弁があつたと思うのですが、まず第一に、今日までちょっとおくれてしまつたというの、五月の半ばぐらいにある程度この住宅

問題に絡む一切の問題を決定づけようかという方針で進んでまいりました。ところが、現地で実態調査をやっていたきまして、これがちょうど一カ月おくれしてしまったのです。したがって、六月十五日ということになりましたが、この辺のところである程度の集約をきちっとするよう、今、市にお願ひ申し上げております。そうしますと、その実態というものをある程度つかまないと次の対策がとれないというような省庁の分野もあるものですから、これは六月の早いうちにもう一回現地との間に話を進めて対応していきたい、こういうのがまず大前提としてあります。

それから、もう一つの仮設の問題でございますが、今建設省等の答弁でもはっきりしたと思ひますが、つまり、仮設から動きたくないという人がいるのと同時に、仮設はあくまでも仮設なんですから、恒久住宅の方に移行することを大前提として対応しなければいかぬと思うのです。先生先ほど御指摘のように、そうならば、何年というふうな区切ったかどうかという意見もあるのですが、これもこの次の地元との調整会議のときにはつきりさせてまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、もう時期が切迫してまいりましたから、家賃問題も含めながら住宅問題については的確な対応をこれからしていきたい、かように思っているところでございます。

○赤羽委員 前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。今後よろしくお願ひいたします。

今お話が出ました、県による仮設入居者の全戸調査の結果というものが、もう一応結果が出ていると思ひます。その取りまとめに時間がかかっているというお話、多分分析に時間がかかっているのではないかと思います。私がいたっている資料では、世帯主が六十五歳以上の高齢者世帯が四二%、その四二%のうち、単身世帯、独居老人である人たちが五一%、御夫婦の世帯が三九%、合わせて九一%。ですから、高齢者世帯は全体の四

割以上ある、そのほとんどが独居老人か、もしくは御夫婦二人で住まわれているということが報告されております。仮設全体を調べても、平均世帯人数が一・八七人、ほとんどお一人か二人であるということでありまして。

また、総収入額、これが年間三百万円未満が七割、百万円未満が実に三割もいらっしゃる。恐らく、年金、恩給で暮らしている方たちがその多くだということに思っております。全国の総収入の世帯平均が六百八十万円ということを考えますと、実にその平均の半額、半分以下、もしくは六分の一、七分の一といった極めて経済的には厳しい人たちが、一年四カ月たった今なお仮設にとどまっているという現実があると思ひます。

従前三万円以下の安い家賃で入っていた人たちが五六%、約六割近くいるというふうな状況で、転居予定が七%で、九割以上の人たちがどこか移る当てがないというふうな状況であります。できるならば、被災前の現住所というか、もとの居住地に戻りたいということとを述べられている方たちが約六割いるという現状でございます。

恐らく、この自然災害によって幾万人にも及ぶ被災者が直面しているこの課題について、これまでずっと政府の答弁を聞いて思ったことですが、もはや、被災者個人に解決をゆだねるということではなくて、社会全体で取り組んでいかなければ救うに救えないというふうな厳しい現実が物すごくあると思ひます。

私も、私もというか、新進党の阪神・淡路復興推進委員会という委員会をつくりまして、一年四カ月たった今、取り残された問題について、現実的な政策提言をしていかなければいけないということ、で、地元の仮設回りをしながら皆さんの意見を聞かせていただいているのですが、本当にどうにもならないような状況でいらっしゃる人たちがかなり多い。この統計の数字は多分ほとんど当たっているなというふうな思ひます。どうしたらいのか、立ち上がられぬ人たちの新しい生活に立ち上がれない現状というのはどこに一番原因が

あるというふうな認識に立っていらっしゃるのか、まず、その点についての御所見を聞かせていただきたいと思います。

○生田政府委員 お答えを申し上げます。

立ち上がれない原因はどうかという御質問でございますけれども、私ももととして、詳細に調査をしたことはございませんけれども、日々地元の公共団体あるいは被災者の方々とお話をしている中で感じたことにつきましては、例えば、地震によりましてこれまで生活の本拠だった家あるいは家財を失ってしまった、なかなか再建の手当てがでない、こういった状況にある方もいらっしゃると思いますし、あるいは、震災に伴いましてこれまでの職を失って、さらに高齢あるいは傷病等の理由でなかなか新たに就職ができない、こういった状況にあられる方もいらっしゃるわけでございます。あるいは、自営で細々と暮らしてこられた方の中には、生業の中断を余儀なくされて、お金がないためになかなかその再開の見込みがない、こういった方々もおられるようでございます。さまざまな事情がございます、それは非常に千差万別でございます。

したがって、私もといたしましては、これらの方々に對しまして、まずは最初に、安定した生活を送っていただくために、必要な住宅に十分低い負担で入居できるように努力をする、これが第一に大切なことだと思っております。同時に、地元の自治体におきまして、いろいろな千差万別の相談にきちんと乗っていただく、こういう体制をきちんとしていくということもまた重要なことだと思っております。現行制度でなかなかできないことも事実でございますので、そういういた相談にきちんと対応をして、そういった方々の千差万別のニーズに対応する、こういったことは非常に重要なのではないかと今私どもでは考えております。

○赤羽委員 今御答弁ありましたように、やはり住宅、仮設ではなくてしっかりと住居をつくるということも大事だと思ひますが、あとは、要

するに、経済的に本当にお困りになっているという方が今残った人たちのほとんどだということに私は思ひます。個人補償ということ、非常にハードルが高くてできない中で、非常に困りになっている方がたくさんいらっしゃる。

ちょっと住宅のことは後で聞くことにしまして、医療機関を利用している世帯は仮設入居者の中で五七・八%というのが出ています。そのうちの約六割が震災以前からかかっているかかりつけの病院に通っているという調査結果が出ております。

今回は、結果としては非常に皮肉な形になったのですが、去年の今頃は、仮設をとにかく早くつくれ、そして最初に高齢者や障害を持たれている方、社会的にいわれる弱者と言われている人たちを優先的に入れようということで一生懸命やったわけですが、最初にできていった仮設が、実は市街地の中になかなか土地も見つからなかったというところで、ポットアイランドや西区というところや、北区の六甲山の裏側の鹿の子台とか藤原台とか比較的土地のあるところに建てた。その高齢者の入居率というのですか占有率は、多分先ほどの四割とかということよりもっと高い世帯が、高齢者の世帯が占めていると思ひます。

そこで、例えば北区の場合、北区藤原台というところがあるのです。そこから三宮まで出るのが、時間的には四十分ぐらいの話なんです。これはもともと問題としてあるのですが、交通費が片道約千円かかるのです。私鉄の電車、市営地下鉄を三つ乗りかえなければ出られない。三つの初乗り料金を払って片道千円、往復で二千円かけて三宮まで出るというような厳しい状況が実はあります。

ですから、今住まれている人たちが、ただでさえ経済的に苦しい人たちの中で、恐らく医療費及び通院にかかる交通費の占める割合というのは物すごく多いわけでありまして、私は何度となく予算委員会でお願ひをしたのですが、去年の十二月に

打ち切られた医療費の一部負担の特別措置を何としても復活していただきたいというふうにお願ひするわけでございます。

前回の予算委員会の厚生大臣の答弁では、実は雲仙はまだこの特例措置というのは続いているのです。何でこういう差別があるのだと言え、雲仙はまだ災害状態にあるという御答弁が、阪神大震災の方は基本的にはそういう災害状態が終わっているという認識であるから去年の十二月に打ち切られたという御答弁がありました。しかし、数字として、あのときに御説明もしたのですが、兵庫県の保険医療協会の調べで、芦屋、西宮、神戸の百二十の医療機関を対象に患者の実数を調査した結果、昨年十一月には六千八百八十九人がいらした。一部負担の免除を受ける患者数が六千八百八十九人、そしてこの打ち切った後の本年一月には四千八百八十二人、約四割も患者数が減っていたという具体的な数字の裏づけも出ているわけでございます。

通院はしたいのだけれどもとても医療費が負担できないということやめた方たちがこの調査で約四割もいるという状況の中で、この医療費の一部負担の特別措置というのは、あえて今、あのときなぜ打ち切られたのか。そのさしたる根拠も僕は余りなかったのではないかと思うのですが、ここについてぜひ再びこの特別措置の復活をお願いしたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○辻説明員 阪神・淡路大震災の被災者に係ります一部負担の免除措置についてでございますけれども、この趣旨は、大災害の際に多くの方が避難所に移られまして、避難所では非常に不自由な日常生活を強いられるということで、疾病にもかかりやすいということで緊急医療の確保、これが免除措置の趣旨でございます。

そういうことで特別に立法をお願いいたしまして、したがって対象者も、お住まいが全半壊するということや避難所に行かざるを得ないというふうな方々を対象として、昨年五月末ま

で免除、そしてその中で低所得の方々に限りまして十二月まで免除、こういった考え方で行われたものでございます。

この一部負担の免除措置の前提となる一部負担は、例えば今年お寄りの場合、通院で一月十三十円といったような水準でございますけれども、基本的に保険制度は保険料を原資として行われている制度でありますので、一定の窓口負担をいただくというのは大基本でございますので、例外的な措置というのはおのずから限度があるということ、雲仙の例は、まだ災害がやんでいない、災害が続いているということですので唯一の例外でございます。大部分は三カ月が基本で、大部分というよりも、一部六カ月の例がございました。三カ月ということである中で一年間という非常に長期間にわたって措置をとったということ、緊急医療の確保としては役割を終了したというふうに理解いたしております。

ただ、国民健康保険制度におきましては、個別の町村、保険者の判断によりまして特別の事情が認められれば個別に一部負担を減免するという規定がございまして、この活用によりましてお困りの方々は対応されるようにというふうに私も考えている次第でございます。

○赤羽委員 私は、個別の対応でカバーできるような生易しい数ではないというふうに認識しております。

ちょっと聞きたいのですが、雲仙は災害が続いている、阪神地域は災害が終わっているという認識、繰り返し御答弁ありましたけれども、これはどういふことなんでしょうか。実際四万八千戸の仮設住宅、応急仮設の建物に八万人も九万人も避難、入居していることの現状から、何をもちて災害が終わったというふうに厚生省は言い切るのか。私は全然納得がいきませんが。

○辻説明員 災害がやんだ、やんでいないという前提でございますけれども、この措置というのは、今申しましたように、極めて異例な、本当に医療を理屈抜きに確保してさしあげなければ困

る、こういう状態に着目して措置をとるといふのが趣旨でございますので、災害がやむ、やまないというのは、実質的にそういう避難所で住まわざるを得ないといった大混乱の中にあるというのとは基本かどうか、こういう意味でございます。

そういう意味で、雲仙の場合、何といひますか、いつまたそこに雲仙にかかわる災害が起こるかもしれないという中で、何といひますか、災害との関係で平常時に戻っていないという意味でやんでいないということでございます。神戸等の地域におきましては、そういう意味では仮設住宅という、大変御苦労されておりますけれども、災害との関係では全国に同じようにお住まいで困っている方がいらしゃいますけれども、そのような意味で同じような状況に服しておりますので、そういう意味では、社会保険の制度といたしましては特別措置というものは個別例外的のものでしか対応せざるを得ない、こういう趣旨でございます。

○赤羽委員 個別例外的の措置であるということはわかりますが、十二月に打ち切った。十二月の時点での被災地の状況と、現在全戸調査がやられてこれだけ厳しい数字が出てきた。私は、十二月の段階と比較して、ここはデータを保持しているわけではございませんけれども、あの時点で仮設から出ていった方たちというのは、まだ経済的に余裕があったからこその民間に出ていった人たちだと思うのです。今なおまだ残っているということは、本当に困窮度が高い人たちが残ってしまった。事実、年収百万円未満が三割いるという数字が出てきています。仮設住宅についても、余り避難所とは、それは幾らかはいいかもありませんが、あくまで仮の宿だということも考えれば、これについて昨年十二月に打ち切ったということ、あのときに打ち切ったということは何を根拠にしているのでしょうか。

○辻説明員 今申しましたように、本来そういう緊急医療の確保、理屈抜きに、どの医療機関でもともかく飛び込まなくてはならない、そのときに負担というものが障害になってはいけない、そう

いった趣旨のものでございますので、五月末までが本来でございます。その中でも低所得の方を例外的に一年にしたらという意味で、本来三カ月とかそういう措置を五月に、かつ、それを一年に延ばしたという意味で十二月まででございます。

そういう中で、ちょっと今十三十円と申しましたけれども、千二十円。お年寄りが多いという御指摘がございましたけれども、月千二十円といったような御負担のもとで医療というものにおかかるといふ意味で、今の状態というのは仮設で大変御苦労されておりますけれども、その点は医療保険のそういうルールからお願い申し上げたいということ。

それから、確かに一部負担の仕組みが、特例措置がなくなりまして、少なくとも切りかえ時に相当患者さんが減ったという事実は私も承知しております。一方におきまして、この特例措置によりまして、平成七年度は、一月に災害が起こっておりますので、ざっくり申しまして、平成七年度と六年度の比較というのは細かく対応しておりませんが、平成六年度五割の伸び率に対して一〇%伸びる、これはもったないことだと思います。例えば歯科で見ますと、六年度の伸びが五割に対して二〇%も伸びているといったように、本当に困った方を救わねばならないわけですから、やはり一部負担というものが持つ逆の面もあるわけでございます。そういうことを考えますと、緊急時の措置というものの使命が終われば、私どもとしては、十二月末で、法律が期限を終わった段階ですとすると、これはやむを得ないものと考えております。

○赤羽委員 私は納得ができません。全戸調査で出てきた数字が上がつてきているわけですから、そこで新たなもう一度、これまでとった施策でいいかどうかという検討をぜひしていただきたいと思ひます。

大臣にちょっとお聞きしたいのです。前回、菅

厚生大臣の予算委員会の答弁でも、今厚生省の方の答弁にもありましたが、「雲仙については、これはまだ災害が続いているという認識の中で対応が続いている」という御説明がありましたけれども、政府として、阪神・淡路地域というのは災害が続いているという認識にはないのかどうか、ここだけはっきりさせておきたいと思っています。

○鈴木木野大臣 ただいまの点は、雲仙の方から申し上げますと、雲仙の方は、間もなく災害の対策本部を終結する段階にあります。長崎県もそういう態度をとられましたので、いずれ中央でもとらざるを得ないと思っています。

さて、そういう中で、阪神の問題というのは、橋本総理からも答弁があったと思いますが、阪神・淡路の対策というものは医療住を中心に考えなければならぬ。その医療住の医の方はお医者さんの医であって、それから職の方は職業の問題である、それで住宅、このことが阪神・淡路の中心的な政策の課題でなければならぬ、こういう認識に立って、今政府としても一体で取り組んでいるところでです。

今先生の御指摘の医療の問題につきましては、当初、やはり緊急的にとった措置なものですから、収入の高い人も低い人も一緒の手続をとっていったわけですね。ですから、それはもうある期間が来れば是正しなければならぬのじゃないか、なおかつ、苦しい人、重い人に対してどうするかということが今日残っている話題でございます。

したがって、これは恐らく六月の中頃ぐらいになると思いますが、現地との間に、またこれも、どのように対応するかということも相談する事項になっていきます。そのときに、兵庫県で今復興の基金というものがございすね。あの基金がどういうふうに使われているのかということもこれから国が対応する場合の大きな要素になるものですから、その点も、地元で先生方の御協力を得ながら基金問題をどう扱うか、お知恵を拝借できればありがたいというように思っています。

○赤羽委員 わかりました。基金は原資が五千億ちょっとなんです。これは一兆円ぐらいあればいろいろなものに潤沢に使えると思いますが、かなり細々とした利子補給や何やらに使われていくというのが現状で、この原資の部分に国が参入していただければ、本当にかなりいろいろなことができるというふうにも私も認識しております。

また、被災者全員が一律にいろいろな措置を受ける必要はないと思えます。五百日たった今なお本当に困っている人を、困窮度の限定というのは難しいのだと思うのですが、そこを精査して、一度やめてしまった措置であるかもしれないけれども、医療費についての一部負担なんかも視野に入れて、ぜひ復活を考えていただきたいというふうにも思っております。

また、生活保護のことについて、けさの朝日の「論壇」に、実は神戸の高校の先生から、「震災「復興」はだれのためのか」ということで投書が来ておりました。生活保護法については被災者向けの特別措置は一切ない。義援金と災害弔慰金を収入扱いすることで、行政側が受理を滞らせている。その結果、もちろん市内から流出した人もいるけれども、昨年の同時期に比べ、生活保護受給世帯数が震災前に比べ約一千世帯も減少しているという統計が出ております。この方が面倒を見ている人の一文をちょっと御紹介したいのです。

生活保護を受けていたBさんは震災でアパートが全壊し、家財のすべてを失った。高齢で一人暮らし、身寄りはいない。月三万円の年金と月八万円の生活保護で暮らし、万一に備えて九年間五十万円をコツコツ蓄えていた。四十万円の義援金、十四万円の見舞金と合わせて百四万円がいまの全財産である。

遠くの仮設住宅に入居が決まった後、Bさんは福祉事務所へ「義援金は受け取ったのか」「いくらもらったか」「何に使ったか」など、執物に問われた揚げ句、生活保護が打ち切られた。手持ち額が多いとの理由である。震災で失った生活用品をこれから買いそろえていく

と、義援金を加えた手持ち額は、ほとんど残らない。

という現状がある。これは、一部市民団体が強く抗議した結果、生活保護の一部の支給が再開されたというわけですが、しかし、光熱費や医療費などがかきまわす生活は厳しい。「一着、好みの夏服を買いたい。Bさんのささやかな願いである。」これは事実だと思っております。

その生活保護の部分についても、全国一律ということもあり、実際の窓口での適用条件というのが本当に厳しいですね。家がつぶれた、たまたま小さな土地を持っている、土地を持っていたから資産があるから対象外だ、しかし、実際はその小さな土地は何も資産価値はないような状況の中、これも災害弔慰金を収入扱いにするとか、こんなことはちょっと緩和して、幅広く生活保護を受けるような形で、個人補償ができないならば、そのかわりにそのような運用ができないものなのかどうか。

きつと政府委員に聞いてもできないと言おうに思うのですが、要するに、何でも私はいいと思うのです。医療費の負担でもいいし、先ほどの交通費に対する補助費でもいいし、生活保護の適用条件の緩和で生活保護の受給をふやすということでもいいし、とにかく新しい生活に向かって立ち上がるような何らかの措置を手を打っていただきたいというふうにも思うのですが、この義援金と災害弔慰金を生活保護の収入扱いにするという部分について、お答えできる方がいらっしゃったら、どう処理しているのか。

○西沢説明員 生活保護法、先生今御指摘のとおりでございます。憲法二十五条によります生存権の保障の法でございます。全国統一的な制度として実施されているわけでございます。

今御指摘いただきました義援金とそれから弔慰金の関係でございますが、義援金につきましては、普通の生活費に充てるのではなくて、災害によって失われました生活基盤の回復、例えば家財を買うとかいろいろな用途はあると思いますが、そ

ういうふうな道に使っていただけるのであれば収入として認定しない、要するに生活費に充当するべき資産として認定しないということでございます。生活費は従来どおり支給されるという仕組みになります。

それから、弔慰金でございますが、弔慰金は、世帯主が亡くなった場合には五百万円、それ以外の方ですと二百五十万円というふうになっております。そこには弔慰金と同時に、生活再建といいますが、生活を支えるという意味合いが入っておりますので、そのところは、どういうふうにお使いになるかということも十分保護を受けている方々にお伺いをいたしまして対応をしていく。

例えば、保護を継続するのであれば、一カ月の生活費が単身老人であれば九万円ちょっとかと思えますけれども、その生活で過ごしていただく。弔慰金につきましては別の、自立更生といいますが、そういうふうな用途に使っていただくというふうになります。そこで御本人が、このお金がありますので、生活保護以上の生活といえますか、しばらくこれで生活をしたいというお話であれば、その時点で生活保護は一たん廃止になるというふうな方法がございまして、その辺はよく本人の御都合もお伺いをし、事情を説明して、懇切丁寧に対応するように努めているところでございます。

○赤羽委員 現状は、行政の窓口は全国、オールジャパンとして統一に対応しているから、被災地の皆さんからすれば極めてつれなく、また厳しく、そういう条件を迫られているという現状もございす。

大臣に重ねてお願いしますが、医療費でもいい、通院補助費でもいい、生活保護の適用拡大でもいい、何でもいいですから、何とか立ち上げられるような財政的な諸施策を、どうか知恵を絞って、私たちが提案をさせていただきましますので、考えていただきたいと思います。

もう時間もあれなんです、仮設住宅から恒久住宅への移行、移行というふうな話があります

が、実際回ってみますと、まず、家賃の三カ月分の保証金とか、転居する引越しの費用、これはもう払えないというふうに言われている方がたくさんいらっしゃるのです。ですから、この転居支援費用とかまたは保証金立てかえの措置とかいうようなことというのは、これはすべて一貫した話なんです、考えられないのでしょうか、どうでしょう。

あのあたりに、今どき引越時代といっても十数万円かかる、また三カ月分の家賃の保証金を入れるというの、これも何か特例措置として何とかならないのかなというふうな思いがするのですが、どうでしょうか。

○西沢説明員 仮設住宅から恒久住宅へ移るための転居費用等々の問題でございます。

昨日、連立与党におきまして、阪神・淡路地域の復興対策に関する第四次報告で御指摘されているところをございまして、仮設住宅から恒久住宅への円滑な移行等の生活再建を図ることが重要な課題であるというふうに認識をしているところでございます。

これを受けまして、移転経費等につきまして、生活福祉資金貸付制度を活用した支援策を検討しようということになっておりまして、具体的にどのような支援策が可能なのか、今後関係官庁とも協議しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○赤羽委員 今の御答弁にも関連するかもしれませんが、例えば昨年十月終了した災害援護貸付資金、そこから使途目的を外して、例えば上限一千万円にして無利子措置は五年とする。仮に本人死亡の場合はその償還は免除するといったような特別な立ち上がり資金、そういった新しい制度の創設ということをご検討いただきたいと思います。御決意も、もう一つの問いとあわせてお願いしたいのです。

あと一つ、被災マンションの再建問題について、本当はこれをじっくりやりたかったのです

が、大型のマンションが、もうほとんど住民合意の形成ができずに、今神戸市内、芦屋市内、西宮市内にばこばこ残っている。小型のマンションはそれなりに再建の決着がついてきているけれども、百戸以上入っている大型のマンションはもう手つかずの状況でいる。

ですから、これは今の制度ですと、住民合意にすべてをゆだねているという状況で、八割の合意形成ができない。住民の中でも金がない人は建て直したい、ある人はとても金がないから補修にしたい、しかし補修にすると、反対する人は資産価値が落ちると言う人もいたり、また補修にすると国の今の国庫助成制度が全くないうようなことで、ほとんどデッドロックに乗り上げて、もう疲弊し切っている被災マンションの管理組合の人たちとか入居者の話をよく聞きますので、この問題についても改めて、建設委員会の場でも結構ですし、当委員会でもいいと思いますが、しっかり前向きな討論をせひしたいと思っております。

最後に、新進党は今、住宅地震共済保険制度の法案を用意してまさに今提出しようとしておる状況でございますが、このことについて、政府として今国会中この法案の提出の用意はあるのかないのか。所管がいろいろまたがっていると思いが、とりあえず国土庁長官の御意見をぜひ最後に開陳していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○鈴木国務大臣 先生の前段の方の御提案につきまして、今ここでやりますとかやらぬとかという返事がなかなかできませんので、先生がせっかくこの委員会においてそういう提案をなさったというところを踏まえながら、六月の中頃までにも一回現地との相談事がありますから、そのときにまた話題にしていきたいと思っております。それから、地震の問題については、これは兵庫県から提示されておった地震保険の問題もございまして、これは個人補償が非常に難しいという災害の状況から考えたときに、地震の問題という相互扶助の問題が出てくることは当然だと思っております。けれども、今兵庫県から提起されている問題については、何回も私言っているのです。が、検討の課題として四つどうも難しい問題があるわけですね。その一つは、とにかく国民全員を加入させよう、こういう制度の問題。それから、水準をどういう水準にするのか。それから、それを徴収する徴収のコストの問題が出てくる。そこで、もう一度今度は神戸の方にも波及するという問題ですね。

こういう前提を置いた地震制度の中では、なかなかこれが実現不可能でございまして、現在ある制度の中でももう少し充実することができないか、現に充実した面もありますけれども、もう少しできないかという問題と、まだ新進党の皆さんの案は直接伺っておりませんけれども、そういう問題が出てくれば出てきたようにまた対応していかなきゃならぬと思っております。

国としては、今直ちにこういう保険制度をやるうじやないかというふうな検討のところはまだ入っております。

○赤羽委員 どうもありがとうございます。

地震共済保険制度については、私たちも年の初めから用意してつくった法案でございまして、国会の場で議論をしたく、ぜひ政府・与党からも御提出のほどをお願いしたいと申し上げまして、終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○左近委員長 赤羽君の質疑はこれにて終了しました。

小池百合子君。

○小池委員 今回の法案審議に当たりまして、今私どもの同僚であります赤羽議員の方から、生活関連、特に住宅関連の質問をさせていただきます。私の方は、先行きが見えなくて、そして仮設住宅から出られないという人たちのその根本原因でもあります産業復興の方の在り方をどうやって伺わせていただきたいと思います。

今、同僚議員の赤羽さんがおっしゃいましたように、震災の被災地におきましては、まだまだ震災のショックがいていない、過去形ではなくてまだ現在進行形であるということを政府・与党の皆さんはよくよく御理解いただきたいと思っております。

ちなみに、あす五月三十一日で震災の発生からちょうど五百日がたつわけでございますけれども、この五百日が早かったのか、もしくは非常に時間がかかったととるのか、時間の経過によって問題が落ちついたり、または時間がたつたからこそ問題が派生したりというようにございまして、今まだ模様などところはございまして、基本的にはきつちりとその現状というのをより確実に把握していただきたいと思っております。

そこでまず、前回の二月の時点でも私伺わせていただいたわけでございますけれども、製造業関係は、産業の空洞化といった全然別次元の問題もございまして、何とか復旧、復興の道を模索しているというふうな足取りが見えてきた部分もございまして。

一方、おくられている部分といたしまして、これは店舗そのものの問題ということで、中小の小売商業関係が一八％はまだ仮設もしくは仮設が立っていないという状況でございまして。特に商店の皆さん方というのは、そこでの毎日の御商売というのが一言で言えば日銭になるわけでございます。この点、これから復興に向けてさまざまな支援をしていかなければ立ち上がれないという方々がほとんどでございます。

二月の時点で中小企業庁の方にもお尋ねさせていただいたわけでございますけれども、政府系の中小企業金融機関ということで三機関の適用期間とございまして、激甚災害法に従って当初は平成七年七月末までの期限ということで受け付けをしていただき、そして平成八年七月末まで一年間の取り扱いの延長を行っていただいていたところでございます。まだその期間は来ていないわけでございます。

が、現実として、実際に商店を再開しようという方々はまさにこれからが支援が必要でございますので、中小企業庁、この延長について改めて、今後の見直しなども含めてお答えいただきたいと思います。

○玉木説明員 お答えを申し上げます。

前回のこの委員会でも申し上げましたとおり、政府系機関の災害融資につきましては、適用期間が平成七年七月末ということでございましたところを、この制度の本来の目的である地域経済全体の復旧がなし遂げられる、あるいはそのめどが立つという状況に当時至っていなかったということで、昨年八月二十七日の閣議決定によりまして、本年の夏、七月末まで延長を行っているところでございます。

これ以降につきましては、現在、兵庫県等を通じて、被災地域の最新の復旧状況等の実態把握を行っているところでございますので、それを見ながら適宜適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○小池委員 前回は、適切に対処してまいりたいというふうにお答えいただいております。そして今、適宜適切にということで、そういう言葉になるのだけれども、ぜひとも現実にこれから支援が必要になるという点をよく理解していただきまして、本当の意味で適切に処置をしていただくことを強く改めてお願いしておきたいと思っております。

続いて、産業の復興の問題に關しまして、そのかなめとなりますのが神戸港でございます。まず、神戸港の復興・復旧状態について伺っていきたいと思っております。それについての御報告をお願いいたします。

○川島説明員 神戸港につきましては、現在、鋭意復旧中でございます。

まず、港湾の外航船の入港隻数でございますが、この一月、二月を、平成七年は特異な年でございまして、震災前の平成六年と比べましたところ、一月が平成六年の八六％、二月が八七％と

なっております。それから、外航コンテナ貨物量につきましては、この一月が平成六年と比べて八六％、二月が八三％ということで、関係者の御努力により徐々にもとに戻りつつあります。

なお、コンテナの取り扱いにつきましては、現時点では十五バースで取り扱っております。

○小池委員 今、ちょうどその最後に十五バースということをおっしゃっていただきましたけれども、そもそも、この神戸港のバースでございますけれども、全体の数字は幾つあるのでしょうか。○川島説明員 特に最近貨物を扱う中心となりますコンテナバースにつきましては御説明をさせていただきます。

神戸港におきましては、パナマックス型、いわゆるパナマ運河を通過できる最も大きな船でございますが、これを受け入れるためには、水深十四メートル以上のバースが必要でございます。(小池委員「そこまで詳しくなくて結構です」と呼ぶ)水深十四メートル以上のコンテナバースにつきましては神戸港は五バースでございます。十五メートル以上のコンテナバースにつきましては二バースでございます。

○小池委員 細かいバース数という、私は三十三というふうに関心していただいているのですが、今は大きなところで七つというふうにお答えいただきました。

ハードの方は、先ほどの復旧状態の数字が、入船の状況が大体八〇％台ということで、戻りつつあると見るのか、そこでもう頭打ちになるのかといったところが、これからの神戸港に対してのコンセンサスそのものにかかってくるのではないかと、日本のそのほかの港にいたしまして、ハード面では結構これは見劣りしないと思っております。か、これまでの業績が、復旧した段階でもかなりのところまではいくのではないかとというふうには思っております。

しかし問題は、むしろ港のソフト面がこれからどのようにして改善されていくのか。つまり、こ

れはむしろ、神戸港という阪神大震災の被災を受けた特殊な港の問題のみならず、日本全体の港にも関連してくる問題ではないかと思うわけでございます。基本的に、関西空港にいたしまして、飛行機の着陸料が極めて高いといったようなことが非常に問題になったわけでございますけれども、ソフト全体をひくくめまして、神戸港もほかのアジア諸国と比べて極めて高いと言われているのですけれども、その料金面の方、コスト面の方をどのように運輸省ではとらえられておるか、伺わせてください。

○石井説明員 お答え申し上げます。

我が国と諸外国の港湾関係料金でございますけれども、特に韓国等アジア諸国との港湾関係料金につきましては、我が国が相対的に割高になっているというところが昨今指摘されておりますし、また実際に割高になっているというふうに私も認識しております。

この価格差の原因につきましては、一概にはこれは申し上げられませんが、我が国におきましては、人件費、土地代を初めとする諸経費がこうしたアジア諸国に比べまして割高である上に、最近における円高の影響も働いているものと考えております。また、このような利用料の状況が国際競争力に影響を与える一因となっているというふうにも認識しているところでございます。

私どもといたしましては、港湾の国際競争力の確保の面でも、こうした利用料金の問題に取り組むことも重要な課題であると考えておりまして、今後、タリミナル整備等につきましてもさまざまな努力をしていきたいと考えております。

○小池委員 相対的とかさまざまなか、かなり形容詞が多かったわけでございますけれども、ところで、この神戸港の復興に關しまして、地元の人々などからも強く規制緩和の声が上がっております。せん、五月二十七日の段階でございますか、橋本総理もこの神戸港に關しての規制緩和を大幅にやるということを指示されたというふうに伺っております。

それは、どのような形で、どの面の規制緩和をこれからやっていくとしておられるのか、また、何ができて何ができないのか、なぜできないのか、そういった点について伺わせていただきたいと思います。

それでは、その面につきまして、神戸港の場合でございますけれども、港湾管理者が神戸市であり、港湾管理というのは運輸省の監督を受けているという面での統制の問題がある。運輸省はまた、港湾建設局、海運局、海上保安庁といった統制の組織で港湾にかかわっておられる。これに動植物の検疫で農水省、検疫が厚生省、税関業務が大蔵省、入国管理は法務省、港湾労働は労働省というふうな、まさに統制の象徴のようなところが港になっておりますし、また、最近海外での食品や花卉類などの買い付けなども大変行われているわけでございます。

外地でのそういった物品の購入等々については非常に早いのですが、実際に港に着きますと、そこからの通関手続に何倍もの時間がかかる。その結果、生活者、一般消費者にその高コスト分がかかってくる。また、そういった港の運営等についても非常に高いということから、納税者、タックスペイヤーにとりましても非常に高いものについてくるわけでございまして、よって、せん、橋本総理がおっしゃいました規制緩和、今は特殊な状態にある神戸港の中での規制緩和は、どこまで皆さんは本気でやっていたらいいのか。

例えば、農水省の皆さんは、農水省では動植物検疫、これを運輸省とかどこかの一つのものの、私は究極的にはポートオーソリティーをつくるべきだというふうな思われるわけですが、そこに集約することができるとはどうか、伺わせていただきます。

○坂野説明員 植物検疫について御説明申し上げます。現在、輸入者からの検査申請書の提出を受けて検査しているところでございますが、現在、植

物検査手続を電算化すること、また、その手続と通関手続の電算システムをつなぐ、いわゆるインターフェース化という準備をしております。インターフェース化につきましては、平成九年度から実施したく準備してあるところでございます。

○小池委員 それでは、法務省の場合は、入国管理部門、これについての規制緩和、どこまでできるのでしょうか。

○坂中説明員 法務省としては、運輸省または他の関係省庁から神戸港における入国手続を一括処理したいというような申し入れは今のところ受けておりませんので、現在、そういう一括処理のことについて検討はいたしておりません。

○小池委員 そうしますと、そういう申し出といましようか動きがあれば受ける方向でしょうか。

○坂中説明員 お答え申し上げます。

いろいろそれぞれの所管の関係でそれぞれが行政目的も違いますので、なかなか一括してやるというのは難しいのじゃないかというふうに私ども考えております。

○小池委員 そうしますと、次は大蔵省に伺わせていただきますけれども、税関業務でございませうけれども、一括といいますかポートオートソリティーのような形なり、いずれにいたしまして、利用者がもっと利用しやすくなるような形ということとはどのようにお考えになっておられるのか、お答え願います。

○塚原説明員 お答えいたします。

税関におきましては、外国貿易船からおろされた外国貨物、これにつきまして輸入申告を受け、関税等が必要な場合にこれらを納付していただいた上で輸入の許可をしているわけでございます。

この輸入申告から輸入許可までの一連の手続につきましては、神戸港を含めまして全国の主要な港において、税関手続の電算システムでございませうNACCS、ニッポン・オートメテッド・カーゴ・クリアランス・システム、NACCSというシステムにより行っております。現在、輸出

入貨物の約九割の通関手続が電算化されている状況にございます。

さらに、輸入者の利便に資するため、先ほどの客弁にもございましたが、平成八年度以降にこのNACCSのシステムと厚生省の食品衛生の手続、農林水産省の動植物検査の手続のそれぞれの電算システムと電子的に接続し、税関手続とこれら他省庁の手続の効率的な同時平行処理を図ることとしております。これによりまして、輸入に当たって他省庁の手続が必要な貨物の約八割が電算化されるということになる予定でございませう。

今後とも適正な通関を確保しつつ税関手続の簡素化、迅速化に努めていくこととしていっております。

○小池委員 それでは、事務次官もこの規制緩和についての会見をなさっておられるようなんですけれども、運輸省の今後について。

○上子説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。

お答えいたします前に、運輸省関係の手続につきまして、まず港湾の管理運営という観点から、港湾管理者に対する出入港届け出、そういったものがございませうし、また、係留施設その他を使用する場合におきまして施設使用許可ということがございませう。また、保安庁の関係でございませうけれども、船舶交通の安全、港内の整とんを図るという観点から、特定港に入港する場合に対して出入港の届け出ないしは錨地の指定、こういったような手続がございませう。

こういった手続があるわけでございませうが、運輸省といたしましては、先生御指摘のように港湾間の国際競争が激化しているということもございませうし、国際競争力を強化していく必要があるというところで、ハード面のみならずソフト面の施策が必要ではないかというふうに認識しております。まず運輸省の部分でございませう出入港手続の簡素化の観点から、港湾管理者、港長が受理する書類の電子化及び標準化につきまして検討作業に着手したところでございませう。

それから、総理の指示との関係でございませうが、出入港手続全体の簡素化につきましては、税関、出入港管理、動植物検査など輸出入にかかわる関係各官庁の所管にまたがることでもございませうので、また港湾管理者を初めとする地元の御意向もございませうので、そういった点をヒアリングその他によって行いまして、関係各官庁とともに対応策の検討を行っていききたい、かように存じております。

○小池委員 今の、これから検討をということでございますけれども、いつまでをめどにしておられるのか、伺わせてください。

○上子説明員 まだ時期その他について明確にできる段階ではございませうが、そのさまたまな手続につきましては、港湾関係者あるいは港湾管理者、地元でございませう神戸市その他の御意向をまず聞くのが先決ではなからうか、その上で関係各官庁とともに検討を進めてまいりたいと存じております。

○小池委員 地元の意向というのはどうの昔に出されているはずでございませうし、また復興に際して、最初ハード面の方の作業が大変であったという事実は認めませう。しかしながら、ソフト面での緩和といましようか、ソフト面の運用ということとが神戸港のみならず他の港についても同じことが言える。ですから、モデルケースにということをよく言われておりますけれども、この神戸港といふのはその辺非常に切迫した問題を抱えているわけではございませう。ヒアリングをしてというものは、大体、これは何年かかるといふようなニュアンスがこの国会内ではあるようでございませうので、ですから、もっと時間の感覚ということを持つた上でやっていただかないと、あの橋本総理の指示というのは一体何だったのだから。野党の私が言うのもおかしいわけですが、地元の人間といたしましては、また日本という国を考えても、ぜひともそこは早くしていただきたいと思っております。

先ほど、大蔵それから厚生、それぞれ電算化と

いうことを言われておりました。このリンクをどのようにしていくのかということもございませうけれども、これは徹底してやっていただきたい。

と申しますのも、今世界でトラフィックを一番活発にやっているシンガポールでございませうけれども、シンガポールの場合には、一つのトラックがマニフェストというものを提出すればあとはもう自動的に、トラックが通過するだけですべてができるというのは、もう皆さんは既に御承知のことだと思ひます。そういうふうなソフト面を強化した結果、シンガポールという港がアジアの中でも最も活発にやっているとございませう。また、そういったような総合的なビジョンを持った上でシンガポールという国づくりをやっているということもございませう。

きょうの新聞にも出ておりましたけれども、スイスの世界経済フォーラムで毎年発表している競争力ということで、一位がシンガポール、日本はベストテンにも入らない十三位ということもございませう。この世界経済フォーラムというのは私も毎年出席している会議で、このアンケートにも、私はできるだけ日本を一位に近づかせたいと思つてちょっとばたを履かせてアンケートにも答えたわけがございませうけれども、結果的には全然、世界からは日本はもうおくれいているということとで、評価されていまい。この事実もやはり知るべきだと思ひます。また船のコンテナ扱い量は、一九七五年神戸港は世界第三位であったのが、八五年に五位、そして九四年には六位になっている。こういう事実もあるわけでございませう。

もう一度繰り返して申し上げさせていただきますと、ハード面の復旧、復興というのはほぼ進んできた。また基本的に、ハード的には神戸港というのは非常に世界にも冠たるものを持っています。ところが、一方でコストパフォーマンスというのが極めて悪い。あちこちに同じような港があり過ぎるというような面で、まさに、ハブをつくっていないというような国家ビジョンの欠落で

はないか。

そしてまた、それに従って、大変重要なソフト面というのをもこれまで縦割りの最たるもので、最初に申し上げました書類の提出から、船荷目録ですかマニフェストを出してから係留施設使用届を出して、停泊場所指定願を出して、移動届・許可申請書を出して、また、夜になって入港する場合には夜間入港許可願が要る。そして、危険品を積んでいけば危険物荷役許可申請書が必要になる。そして、薬品などの名前を一つ一つ書き出して税関、消防署に申告する。消防署においては毒物、劇物、ガスは消防係、引火性物質は危険物係というふうになり、もうありとあらゆることをやらなくてはならないわけでございます。こういうことをやっていたら、日本はまだ十三位というふうになっているけれども、もうとくにアジアの国々全部に抜かれてしまう。

ですから、これは神戸港で規制緩和をやる、そしてまた、来月六月十一日まで特例措置という形で、とりあえず三カ月延長して九月十一日までやっておられるということでありませうけれども、船の商売、船荷の商売、配船計画というのは非常に長期にわたってやらなくてはならない。何か、小出しにやるというのは、そもそもこれによって規制緩和の穴があけられるのが嫌でやっておられるのではないかとさえ私は思うわけでございます。

よって、今やっている特例措置こそ、これが普通の国が当たり前にやっていることで、つまり、二十四時間年中無休体制というのが普通の国の港のあり方なのであって、日本というのはさまざまな問題もあるのはわかっておりますけれども、しかしながら、このままだと神戸だけではなくて日本全体が緩慢なる災害に遭ってしまうというようなことで、私はこの際、神戸港をモデルケースにして、ぜひともこういう措置、規制緩和というのを、緩和ではもうだめで、むしろ規制撤廃という方向でやりいただかないと、神戸も浮かばれませんし日本も浮かばれないということを強く訴

えさせていたいただきたいというふうに思っております。

それから、最後になりましたけれども、先ほど申し上げましたようにポートオーソリティーというところでございませうけれども、各国ではこのポートオーソリティーシステムでやっているわけですね。ところが、日本の場合は全部それが出先で縦割りであるという。先ほどから言っているのはそのことでございませう。そして、私もよくニューヨークとか香港などのポートオーソリティーの方々に会いますけれども、彼らはお客を引っ張るための営業努力もしているわけですね。日本でそれを一体どこがどういう形でやっておられるのか、一元化してやっておられるのか。私はやっておられないと思います。本当の意味では、そんな意味でも、神戸港の問題、震災ということで被害に見舞われただけでなくて、緩慢なる国家災害に神戸港をこれ以上遭わせないでほしいということ強く訴えたいと思います。

時間もございませうので最後の一言になりますけれども、そういう面でも、日本港湾協会といたところなど港に関連してさまざまな財団法人等々がありまして、このあたりでますます規制緩和がしづらくなっているのではないかと。これは厚生省のみならず、港一つをとってしても同じことが言えるのではないかとこのことを強く指摘させていただきます。ありがとうございます。

○左近委員長 これにて小池君の質疑は終了いたしました。

土肥隆一君。

○土肥委員 まず、外務省にお聞きしたいと思いますが、六月三日からトルコのイスタンブールで開催いたします第二回国連人間居住会議、ハビタットIIに提出します政府の公式文書は、NGOの神戸ネットワークがまとめた神戸レポートを正式に公式文書に採用した。そして、これは国別報告書の中で述べられる、扱われるということですが、これ

は事実でございますか。

○古屋説明員 御指摘の、国連におきます第二回人間居住会議の件でございますが、このたび、もちろん政府の文書も提出いたしました。その後、「日本NGOレポート」という、これは、この国連居住会議へ向けてNGOフォーラムというのがつくられました。そのフォーラムが中心となりまして、「第一部 人間居住問題の現状と国際協力」「第二部 阪神・淡路大震災と居住の権利」の二部で構成されております。

そもそも、この国連人間居住会議でございますが、九二年の国連総会の決議で、幅広い意見を集めよう、こういうことが決議で決まっております。我が政府としてもこの決議の意義にかんがみまして、それから近年のNGO活動の重要性ということにもかんがみまして、国別報告書として提出したものでございます。

○土肥委員 そうすると、正式の国別報告書の中に、NGOのこの神戸レポートが採用された。この神戸レポートを今読んでみますと、「大震災は大人災だった」という書き出しで始まるわけですね。そして、応急仮設住宅に入っていたいたのは「強制移住」だと言っています。なかなか激烈な文章があります。一方、災害に関する政府のレポートを見ますと、これはもう要するに、将来何とかしよう、将来こういう姿勢で日本の国はこの居住問題を考えていきたいというふうな報告になっておりまして、そこにはすいギャップがあるわけですね。

こういうギャップのあるものをお持ちになるのは私はいいと思いますが、これで、政府はこのハビタットIIに出席なさって、どういうふうな調和をなさるのか。調和というよりは、両方非常に違うものを、どうやってこの国際会議に持ち込みたいのではありませんか。簡単に説明していただきたいと思ひます。

○古屋説明員 御指摘の点でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この会議では、政府だけではなく、地方公共団体であるとかNGOで

あるとか、そういった幅広い意見を会議で集めよう、こういう趣旨でございます。世界のほかの国々も、同じようないろいろなセクターから参加者が来る、こう予想されております。そういったいろいろなセクターで今まで培ってきた経験、知識、こういうものを有意義な交換をしよう、こういう趣旨で私どもは臨む覚悟でございます。

○土肥委員 大まか結構でございますけれども、さて、国際会議の結果を、私はある程度憂慮しております。この三日から十四日まで行われる国際会議、本当に外務省は乗り越えられるのかという心配するくらいでありまして、やはり国際会議でありますから、いい討議がなされて、そして、その居住者会議の結果が今後の日本の震災対策に役立つことを期待しながら、一抹の心配をしているということだけを申し上げまして、外務省に対する質問を終わらせていただきます。

さて、それでは次に移りますけれども、兵庫県は、新聞では、被災者対象家賃低減策について国と協議を開始した、しかもその具体案を六月末をリミットに協議するんだと言っているのでございますが、その県の説明と同じと考えていいのでしょうか。

○生田政府委員 お答えを申し上げます。

先生御承知のとおり、家賃の軽減を初めとしたします住宅対策につきましては、現在、国と県と市の実務者から成ります住宅対策実務者会議というのがございまして、そこで精力的に協議を進めているところでございませうけれども、現段階におきましては、県、市から家賃対策についての具体的な案が提示されるに至っておりません。こういう状況でございます。

しかしながら、私もどなたか申し上げましては、六月末と言わず、できるだけ早くその結論を出すことが望ましいというふうに考えております。具体的には、県、市が六月末から七月にかけまして公的供給住宅の一元募集というのをやるということに従来から言っておりますので、それに間に合わせようという努力をしているところでございます。

○土肥委員 この豊かな時代に、水道もあるのです、下水道もあるのです。ですから、衛生上何か問題が起るとは想像できませんが、まさに健康に害を与える、まさに衛生上の問題であると私は思うのであります。条文上はそういうふうになるのかもしれないが、ぜひともこれは、地方自治体とも相談しますが、そういう配慮をしないと、大変な生活環境であるということは間違いないと思います。

最後に大臣、先ほどの自立であるとか、あるいは今の建築基準法の衛生上とかそういう、これはずっと昔の話の、昭和二十六年ころの建築基準法だと思いますが、いわば今日の応急仮設住宅があれでいいとはとても思えないわけですね。そういうことも含めて、人間の自立、そして今後の環境をどうしたいとお考えをお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○鈴木国務大臣 今までの阪神・淡路の御質疑をいただく中で、一番きょうは本質的なこれからの問題を提起されたとは私は思っています。つまり俗称、政府側で答弁するときには自力とか自立で頑張ってくれということをよく申し上げておいたのですが、それがもう少し具体的に何を言っているのかということは一、二番大切なことだと思っております。

そこで、今お話しのように、私が思うのには、みんな今のところ、五百日になつたわけですが、まだ気持ちの中ではどうしていいのかわからない不安材料があると思うのです。したがって、自立とか支援とかというときの一番根本的なものは、やはり私は職だと思っております。つまり、職に対して、それは経済的な実入りだけじゃなく、勤めて働くということが人間の生きがいを感じるような、そういう面から見ると、職のあつていないと職の支援であるとか、そういうことをきめ細かにやはり相談に応じてやるということが一番大切じゃないのかと私は思っているのです。

そこで、ちょうど五百日過ぎるわけでございます

すから、先ほどから何回か申し上げたとおり、六月の末までにはきちっとしたそういう住宅の対策と職の対策に対応できるように現地との間に話を進めていきたい、こう思っています。

けれども、六月の末、六月の末と言っているとおくれていますから、各省庁にお願いしているのは、五月十五日と私は言うてきたのだから、それが、今度は調査が一月おくれたのだから、六月十五日までにはしっかりしてもらわないと担当大臣としては困るのだ、そういうような話をしながら各省庁の御協力をいただいているところでございます。これからの全力を尽くしてやってまいりたいと思っております。

○土肥委員 終わります。

○左近委員長 土肥君の質疑は終了しました。

穀田恵二君。

○穀田委員 日本共産党の穀田です。私は、今回の法律案の質疑に入る前に、先ほど理事会で申し入れを行いましたけれども、本委員会の視察と会議開催について一言委員長に要望します。

阪神大震災の被災地では、先ごろ行われた応急仮設住宅入居者調査で、家族全員の収入三百万円未満の世帯が七割、医療機関利用世帯は六割の事態に見られるように、本日に困難を抱えています。五十数項目の特例措置の打ち切りがさらに拍車をかけて生活再建のめどが立たないという実態があふれています。私は、被災者一人一人の生活と住宅を再建するため、ますます公的支援が求められていると思っております。ですから、当委員会としてもぜひ御尽力願いたいということで、きょう三つ提起しました。

一つは、委員会の視察は被災地住民の現状と要望をお聞きすることに中心を置くのではないかと。二つ目には、被災者に対する公的支援をどう実現するのかについての集中審議を本委員会で行うべきじゃないか。三つ目は、被災現地の委員会の開催を行うべきじゃないか。こういう三つを提起したところで。

この点でも委員長からお諮りいただければと

思っているところで。

○左近委員長 別途、理事会等で協議をいたします。

○穀田委員 先ほど鈴木国土庁長官から職の話がございました。総理とお話し合いの中で、総理は医療職という話をされました。私も、大事なものはもう一つ住、これはどうしても大事だ。これは、災害の長期化及び警戒区域等の設定に伴う生活実態把握調査報告書ということで、島原のところで行われた報告書がございまして。

それによりまして、施策に対する評価、これまで実施してきた施策のうちで主要なものについて評価。特に評価が高いのは何かと調べてみますと、やはり家賃補助事業、それから義援金の配分、三番目が住宅再建助成金、こうなっているのです。これらはそれぞれのパーセンテージはありますけれども、合わせると七〇％前後、こういうふうな高率を占めています。まさに、ここにあるように、自立を促す上でどうしても大事な施策の中心はやはり住にありということがこの結果でもおわかりいただけると思うのです。しかもその際に、家賃の補助という問題と、あわせて住宅再建助成金というのがやはり大きな意味を持ったということが示されていると思えます。そういうことを私は思っているということとをぜひ見ていただきたいと思うのです。

そこで、時間もそんなにあるわけじゃありませんし、そういう議論は、本日はそれだけでいいというのを先ほど申し上げたばかりなのです。が、今回の法律案に沿って言いますと、仮設住宅というのは、その名の通り仮の住まいなのである。したがって、一日も早く恒久住宅に移ることができるよう、行政がさまざまな援助をすることが肝要です。しかし、阪神大震災や雲仙・普賢岳の火山災害などの現状に照らして、延長特例を可能にするのは私は当然だと思っております。しかし、期間の延長だけでそういう点での生活再建ができるわけじゃないことは、この間の議論を通じて明らかだと思っております。

そこで私は、せめて仮設住宅についても、全世界にあるわけじゃありませんけれども、もう少し改善する必要があると思うのです。その点を私は提起して、お答えいただきたい。

一つは、従来でいいものと、確かに、雲仙・普賢岳の場合には、期限が切れた段階で建築基準法の関係で補強しました。その程度の補強は、今の仮設住宅を維持する上でも必要じゃないかということが第一点。

二つ目に、住環境の改善はどうしても必要だ。先ほど、土肥先生からお話があったように、夏は暑い、冬は寒い。とりわけ冬の場合には、行って皆さんもおわかりだと思っておりますけれども、あのふろというのは追いつきでできないのです。ですから、物すごく寒いわけです。入っているうちに冷たくなって、したがって熱いお湯を上から入れる、下はどうやって逃がすかとか、こういう本当に苦労しているわけです。そういう改善だとか、すき間風で、テープを張っているという事態があるわけですから、そういう住環境を改善すべきじゃないか。

そして三つ目に、撤去費用については国が負担をするというふうなことは多くの方々もおっしゃられているわけだし、地方自治体の要望でもあるし、実現すべきじゃないか。

四つ目に、民有地に仮設をつくっておられる場所がありますよね。仮設延長に対して、民有地の場合についても補助をするなりして努力すべきじゃないか。

それから五つ目に、転居費用に対する支援をすべきじゃないか。この五つ目の問題は、行って集約をするということも当然考えられますよね。あいてくるからここに引っ越していただきたいとか、そういう場合に転居費用なども出すべきじゃないか。

こういうことは最低改善すべきじゃないかと実は思っているのですが、厚生省、いかがですか。

○西沢説明員 ただいま補強の問題、環境改善、撤去費用等々につきまして御質問いただきました

た。

これらの問題につきましては、かねがね当委員会でも議論され、また県からも要望を受けておりまして、実は今、仮設住宅から恒久住宅へどういうふうに移っていただくかという段階でございまして、兵庫県に対しまして、先ほどの入居者実態調査の結果を踏まえまして、これをどういうふうに進めていくかというのを検討している段階でございします。

私どもとしては、恒久住宅への移行が終わった段階でどうなるのか、それからもう一つは、延長に関連してどうなるのか、残った仮設をどうしていくのかという二つの問題を抱えているわけでございまして、その段階での撤去とか借地の問題、あるいは補修の問題等々につきましては、計画の推進状況、どのような方法で恒久住宅への移行を進めていくか、それによってどんな仮設が残っていくのか、本年度末はどういう状況になるのか、来年度末はどういう状況になるのか等々の問題がございまして、今地元から具体的な内容をお伺いした上で、関係省庁とも十分協議して対応していきたいというふうに考えているところでございします。

○穀田委員 悠長な話をしているわけじゃないんだけれども、いずれにしても、来年の二月や三月には二年が来るわけですから、建設されてから、そういう時期に来るわけですよ。その間に全部移れる可能性がないことも明らかなんです。

だから、そういう点で、それぞれの場所について言えば、個別の、この住宅はこうする、この住宅はこうする、そこまではないでしょう、しかしすべての恒久住宅ができるわけじゃないわけだから、そういう補強をどうする、これをどうするという考え方があってしかるべきだと私は思うのです。それを私はいつも問うているのです。そんな先送りの話じゃなくて、すぐ目の前にこれはあるわけなんですからね。

その辺を私は、先ほどもお話がありましたけれども、実際にやってみると、その暑さと寒さ、そ

れからその費用といい、大変だという方の声が聞こえてくるわけでしょう。そういう声にどうおこたえするのかという立場が非常に私は欠落していると思うのです。

だから、例えば、この前現地入りした武村前大蔵大臣もこんなふうにおっしゃっておられます。被災者が引っ越しなどに借りることができる被災者生活貸付金制度の拡充や、従来の枠組みを破って、家賃低減政策の新しいルールづくりなんかを考えるべきだ、こう言っておられるのです。ですから、現実を見た方は、やはりそういったことをしなければ、引っ越しの問題もそうだし、次々出てくる越えなければならぬハードルだとなんかわかっているんですよ。それが、二年先に突然来るのじゃなくて、一番早いところは来年の二月に来る。だから、そういう時点に立つて、今我々はどうしますよという方針を明らかにしろと言っているのですよ。どうもわからぬ人たちが、だから、そういうことを言っているから、みんな入っている方は次々と不安を隠せないわけですよ。もう時間がないから私はやらなければならない、そこだけ特に要望しておきたい。それは別に厚生省、やめたというわけじゃないんですよ。言っておきますけれども、あきらめたわけじゃないんですよ、私。

ついでに、では公団住宅の追い出しともいうべき事態についてひとつ質問をしたいと思えます。遅きに過ぎる嫌いはあったですけども、建設省は、住宅公団の協力を得まして、阪神大震災被災者の一時避難住宅として提供している公団住宅の入居期限を一年間延長すると発表しています。ところが、神戸市生活再建本部は、「暫定入居（入居期間の延長）についてのお知らせ」という文書を送りつけています。

それには、「暫定入居はあくまでも、平成九年三月三十一日までの取り扱いとなっております。それまでに住宅を確保できるめどのない方につきましては、仮設住宅の斡旋をさせていただきますので、ご希望の方は、」云々かんぬん。そして最

後の方で、「神戸市では、原則として平成八年三月三十一日をもって仮設住宅の斡旋を終了しており、特例として、仮設住宅の斡旋をさせていただきますので、」云々。まるで出ていけと言わんばかりの内容なんですよ。

公団が行った一時入居の延長という施策、指導している建設省は、こういう文書が、今やられようとしている公団住宅の一部貸与措置についての趣旨と合致していると思いますか。

○大久保説明員 御指摘の点でございしますが、公団の住宅に一時入居されております方々のうち、さまざまな事情で三月末の期限までに移転先を確保できなかった方にしましては、高齢者世帯それから低所得者世帯につきましては、公共団体が必要とされる戸数を平成九年の三月までの期間を限度といたしまして公共団体にお貸しをする。それから自宅再建中というようなことで移転時期が短期間ずれるような世帯につきましても、公共団体が必要とする戸数を必要最小限お貸しするというところで、公共団体にお話をしているところでございします。

公団の住宅に一時入居されております方々に対してどのように対応されるかということにつきましては、この方針による一時貸与を含めまして、各地方公共団体がそれぞれの地域の実情を踏まえて決定をされていくものと考えておりますが、建設省といたしましては、被災者の居住の安定を図るということで、地方公共団体と建設省、公団との連絡を密にするということ、さらに公団に対しては、この方針に基づく公共団体からの一時貸与の要請については的確に対応するようにという指導を行っているところでございします。

○穀田委員 連絡を密にするのは当たり前ですけども、そういったことが行われている事態について把握しているんでしょう。つまり、神戸市は先ほど言ったような文書を送りつけている。住宅を確保できるめどのない方については仮設住宅をあっせんさせていただきます。高齢者、低所得者の場合、めどがないから住んでいるんでしょう。

そういった方々にこういうふうな文書を送りつけられていることについては、あなた方が連絡を密にして被災者に対処しようという内容に基づいて行われている文書かと。

○大久保説明員 神戸市でございしますが、建設省、公団のこの方針による一時貸与ということについては十分御承知をされておりますし、この一時貸与の継続措置を用いましてこの問題に取り組んでいくというふうに聞いております。

文書について被災者の誤解を招くというようなことでございしますけれども、市では、同時並行的に電話でありますとか訪問等を行いまして、その旨をお話をしているようでございますので、全体としては、被災者に市の方針は伝わっているんじゃないかというふうに考えております。

○穀田委員 市の方針はさっきの方針なんですよ。だから、こういう住都公団の方針に基づいて市がやっているかどうかということをお願いしているんですよ。わかってないんだよ。

そこで、電話だとか訪問だとかというお話がありました。それはそれでいい。しかし、実態はもっとひどいんです。

私、そういうふうに神戸市がやられていると聞きしたので、住んでおられる方々に電話して聞いてみました。何のことはない、違うんですね。枚方の香里団地なんかの例では電話などありません。ある方の場合、家を再建しようにも神戸の区画整理の予定地となっておる。方針が決まっていないものだから手の打ちようがない。だから、もとのところへ帰る保障をなくしておいて、出ると言っているわけですね。しかも、その文書を送ってきている際に、回答書まで送ってきているんですよ。必要な内容について書いて送ってきくんですよ。その回答書に書いて送り返しているんですよ。そうしたら、何か連絡があつてしかるべきでしょう、それほどのことを言って、送り返しているんだから。それに連絡がないんですよ。これは現地のある方の証言なんですよ。つまり、そういうふうにだれが見ても無理だと

いうところに対して、手紙を一方的に送りつけて、事情がそういうことなのかかわらず、出ると言っている。電話している、訪問していると言ったたら、その手紙を送り返した内容について電話してきたらどうなんですか。それもしてない。

そういった内容がいっぱいあるのに、それは自治体の問題だ、公団の問題だというふうなことでやられますか。そういう中身が、せっかく被災者に対して一年間猶予して入ってもらおうじゃないのと決めた施策。しかも、こう言っているんですよ。「一時貸与期限の全面的な延長はできないので、これは住都公団の文書ですね、一地方公共団体と連携して、入居先が固まらない被災世帯の個別事情に即したよりきめ細かい対応を実施」、これがきめ細かい対応ですか。どうですか。

○大久保説明員 公団住宅の一時入居と申しますのは、各市の責任において被災者の方の居住の便に供していただくということで公団がお貸ししているものでございます。その期間が一応基本的にはことしの三月で切れるということで、各市においてそういうことを前提に、あるいは公団の方で、建設省と公団で準備をいたしました一時貸与の継続措置を含めまして適切に対応をいたしました。べきものというふうに考えております。

○穀田委員 そういう話をしていたんでは、せっかくそういう話を決めて、ああこれでお客さんができるのかと思つた方々に対してさらに冷や水をかけて、冷や水がかかっている事態について、それは市の問題だなどと言っていることが、本当に助けることになりませんか。何のためにこれをやったんですか。本当にそういうことで平気であるという、それで市の問題だとか、そういう問題で済ませることがわからないんだね、私。だから、こういう事実を言っているわけだから、きちんと調べて、それは市とも協議して対応したいというのが当たり前じゃないですか。あなた、そう思いませんか。

○大久保説明員 先ほど申し上げましたように、公団住宅につきましては、市の方の御判断が必要とされる方にお貸しをするという前提でお貸しをしているわけでございます。そういう意味では、公団サイドとしては受け身と申しますか、間接的な立場に立つというふうな理解をしております。ちょっと個別具体的な文書なりあるいは対応がどうかということにつきましては、私も調査をいたしてみますが、基本的にはそういうふうな考えておる次第でございます。

○穀田委員 復興本部、どう思います、こういう事態について。こういうふうな、市の対応だ。具体的に指摘しているんです。こんな事実がある、それは直すべきじゃないかと言っているときに、そんなもの、それは市の問題だ、市とあれとの対応の問題だ、こういうふうになるから私言っているんですよ。そうじゃない。事実がこれはあるわけだから、もともと全体の施策の中で、公団住宅に一時入居されるというのも施策だったんですね。そういうやり方をしたんですよ。出るに出不ない方もまだおられる。そういう方々についてはどうしようかと迷っていたときに、三月二十五日発表された。そして当然少しはそういう方々も含めておられる。とりわけ低所得者や高齢者については入っていただいて結構ですよという話を出した。それを最終的に協議するのは市でしょう。しかし、そういうふうなやり方に基づいてやられていないで、現実には出ると言わんばかりな実態が進行していますよと言ったら、それは市の問題だなんて話しておつたんじゃないか。被災者が困っているわけだから、それに対して、どうなっているんだ、きちんとしなさいと指導するのが私は大事じゃないかと思うんですが、復興本部、いかがですか。

○生田政府委員 お答えを申し上げます。私どもとしては、住宅・都市整備公団が今回の措置をいたしましたことにつきましては、大変評価すべきことだというふうに思っております。

それから、先生から今御指摘がございました市の対応につきましては、現在のところ私も初めでお聞きする話でございますので、市からも事情を聴取していきたいというふうに考えております。

○穀田委員 私、本当に残念だと思つてますよね。そういう施策がとられて、わざわざきめ細かにやるべしと書いていることが、実際には、手紙がばんと行く、電話がかかっているなんと言っている、かかってこない、無理を承知でやっている、こういう事実がたくさん出ているから私は言っているわけです。そういうことについてはきちんと対応して、被災者の身になって努力していただきたいということを再度申し上げて、次に移ります。

公営住宅の建設について、建設省に聞きたいと思つています。

私は一貫して、公営住宅の建設戸数が被災者の要望と比べて少ないんじゃないかということを書いてまいりました。昨年の十月十三日の予算委員会でも提起してきましたし、日本共産党としても、ことしの一月十七日に震災一周年に当たつてということでも、もっとふやすべきだということと、家賃については三万円以下にすべきだということも提起してきました。私はこの際、激甚法の条文に従って、減失戸数の半分までは保障するからきちんと要望を持てきなさいという立場に立つて激励すべきじゃないかと思うのです。そして、一万八千戸という災害公営の住宅なんですけれども、一体何戸までなら応じるつもりなのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思つています。

○山中説明員 公営住宅の必要建設戸数についてでございます。

ただいま先生から御指摘がございましたように、減失戸数の一定割合を建設してはどうかという考え方でございますけれども、そういう一律的な考え方をとるよりも、被災の状況を十分把握しております地元の計画に的確に対応していくということが適切ではないかというふうに考えております。

ます。このために、県が作成いたしましたような住宅復興三カ年計画というものを私も強力に支援いたしておるところでございます。

しかし、現在、仮設住宅の入居者のアンケート調査がまとまりまして、地元で公営住宅の供給計画の点検を行っております。その結果を踏まえまして、今後とも適切に対処してまいりたいという考えでございます。

○穀田委員 そこで、今お話のあった応急仮設住宅入居者調査結果速報ですね。それによりますと、長田区の居住出身者といいますが、前そこに住んでおられた方々は四千七百七名を超えます。そういう実態がこれには報告されています。さらに、そういう居住者の方々が今後の住宅希望地を選ぶ際の理由は何かといいますと、最大のポイントは、被災前のところに住みたいという方が多いようです。五三・七％を占めています。ところが、災害公営住宅でいいますと、長田区は計画によれば、県、市、合わせますと今は七十八戸というところになっています。ですから、そうなりますと、長田区の出身者は四千七百七名を超えて、さらにそこでもとのところに住みたいと多くの方が言っておられる。そしてさらに長田区に住みたいという方は幾らいるかというと、また三千数百名、資料によってもおられる。こうなりますと、やはり仮設住宅の二の舞を繰り返さないように、数合わせじゃなくて、やはり市内中心部への建設に特別に心を砕かねばならぬと思うのですが、それはどうですか。

○山中説明員 公営住宅建設の立地の問題でございますけれども、私もアンケートの結果も十分承知をいたしております。できるだけ地元に戻りたいということは承知をいたしております。

ただ、被災地での用地の確保というものは現実には困難な問題がございます。現在、地元公共団体では懸命な努力で用地の確保に努めておるわけでございます。ただ、供給時期の問題もございまして、そういうものも頭に置きながら、できるだけ被災者の方々の希望に沿うような形で供給

ができるように取り組んでいきたいというふう
に思っております。

神戸市の場合で申しますと、約一万戸の計画が
現在あるわけでございますけれども、そのうち四
分の三に相当いたします約七千四百戸につきま
しては、既成市街地を含みます七区に用地を確保
いたしております。それから、このほかに既成市街
地等におきましては、再開発等の関連でいわば従
前の居住者の方々に供給する公的な住宅もあるわ
けでございます。それも相当数計画がございま
す。これらを合わせまして、できる限り被災者の
方々の希望するような場所に公共賃貸住宅が供給
できるよう、地元ともども努力をまいりたい
と考えております。

○穀田委員 それで、先ほどの数字は三千八百一
十四でした、長田区に住みたいという方々の統計
は。

そこで、用地の取得が本当に大変なんです
ね。だからこそ何度も私は申し上げているので
すが、用地の取得に対する補助制度の創設がなけ
れば、二十五年、三十年という話ありますよ、貸
してというやつね、それだけではできないと私は思
うのです。だからそういう制度を創設すべきだ
ということが一つ。

二つ目に、もう一つありまして、ものところ
に住みたいという要望が一番何と言ってもきつ
いんです、当然なんです。そういうことを実現
しようと思いますと、低家賃という政策、恒久住
宅をたくさんつくるといふこととあわせて、土地
がないという問題もありますから、民間住宅に対
しても家賃補助という制度をカバリーしてあげると
いうことをしないと、これまたできないんじゃない
かと思うのです。だから、家賃補助を三万円
からさらに下げるといふこととあわせて、その対
象を民間住宅にお入りいただく方にもやってあげ
るというふうな努力が私は必要じゃないかと思
うのです。ですから、そういう点を二つどうして
も改善していただけないかと思うのですが、いか
がですか。

○山中説明員 民間住宅への家賃補助の件でござ
います、総理からの指示がございました家賃輕
減策につきましては、先ほど来、復興本部初め御
答弁申し上げているところでございます。関係省
庁で今精力的に検討いたしておるところでござ
います。

被災前に居住いたしておりました住宅が滅失を
いたしまして、低所得あるいは高齢者であること
などで自力では住宅の再建、取得が困難な被災者
の方々に対しましては、低家賃で一定水準が確保
されました公的賃貸住宅を大量供給するというこ
とが重要ではないかというふうになってございま
す。これらの供給につきましては、先ほど御答弁
申し上げましたように、現在供給計画の点検を
行っておりますので、それを踏まえまして適切に
対応していきたいというふうになっております。

○穀田委員 最後一言、大臣、一言だけ。大臣
は、就任直後の神戸新聞のインタビューに答えて
こう言っておられます。「親族が亡くなったたりし
て、自力で立ち上がれない人が現実にいる。そう
いう人にとって援助を差し伸べるのが大切だ。その
ためには行政レベルから話を聞くだけではなく
市民の方々と直接会って話を聞きたい。住民感情
と一致するような政策を出していくべきだと思
う」。こういうふうな語っておられます。そうい
う決意はお変わりないと思うのですが、改めてそ
ういう点で、先ほどお話ししましたような実態、
事実というものがやはりあるわけですから、掌握
していただいて、改善をさらにしていただきたい
なと思うのですが、そういう点での御決意だけ最
後にお伺いしておきたいと思えます。

○鈴木国務大臣 五百日目になりました一番私が
不安という心配配というのは、時が過ぎるに従っ
て阪神・淡路の状況の認識が薄れていく国民感情
というのがありますね。それを、どうやってああ
いう異常な災害が起きたのかということはどうし
てもPRしていかなくちゃならぬと思っています。
それから、いよいよ結末的な最後の手当てをす
るということになりますと、委員各位から御意見

を賜ったものと現地の意向を十分つなぎ合わせま
して、対応を措置していかなくちゃならぬと思っ
ています。

私本人としては、今先生がおっしゃったような
気持ちには今でも変わりありません。

○穀田委員 終わります。

○左近委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

○左近委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図
るための特別措置に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左近委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○左近委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○左近委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を
図るための特別措置に関する法律案
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等
を図るための特別措置に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権
利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発
生した場合における行政上の権利利益に係る満
了日の延長、履行されなかった義務に係る免
責、法人の破産宣告の特例、民事調停法昭和
二十六年法律第二百二十二号による調停の申
立ての手数料の特例及び建築基準法(昭和二十
五年法律第二百一十一号)による応急仮設住宅の存
続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置
の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつ
て、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益
の保全等を図り、又は当該非常災害により債務
超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因
する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若
しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の人居
者の居住の安定に資するための措置を講ずること
が特に必要と認められるものが発生した場合
には、当該非常災害を特定非常災害として政令
で指定するものとする。この場合において、当
該政令には、当該特定非常災害が発生した日を
特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措
置のうち当該特定非常災害に對し適用すべき措
置を指定しなければならない。当該指定の後、
新たにその余の措置を適用する必要があると
きは、当該措置を政令で追加して指定するもの
とする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に關す
る措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利
益」という。)に係る法律、政令又は国家行政組
織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第
一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは同
法第十四条第一項の告示(以下「法令」という。)
の施行に關する事務を所管する国の行政機関
(同法第三条第二項に規定する国の行政機関を
いう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が同

法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会（特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることが出来る。

一 法令に基づき行政庁の処分（特定非常災害発生日より前に付したものに限り。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日より満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日より満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項（とに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要がある

あると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項（とに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることが出来る。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期間内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日より後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項（とに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害

その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（債務超過を理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置）

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二項第一号又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条第二項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。
（民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置）

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日より住所、居所、営業所又は

事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日より当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第七条 建築基準法第二十一条第二号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第三項後段に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

（国土庁設置法の一部改正）

2 国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十

五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

第七条第一項中「第四条第二十四号ロ」を「第四条第二十五号ロ」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

3 建設省設置法（昭和二十二年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）」を、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第 号）」に改める。

理由

近年の災害発生状況等にかんがみ、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。